

市川市子育て世帯同居・近居スタート応援補助金



申請ガイドブック

(H31年度版)

市川市では、親族による子育て支援の推進、出生率の向上、子育て世帯の定住促進などを目的に、子育て世帯とその祖父母世帯が同居または近居を開始するため、住宅の購入等を行う場合にその費用の一部を助成します。(申込み先着順)

これにより、地域全体で安心な子育てと祖父母と孫のふれあいを応援します。

1 申請期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで(土曜日、日曜日、祝日を除く。)

※この制度は、住宅の購入等を行い、多世代で同居または近居(直線距離500m以内)を開始した方を支援するものです。申請できる方は、以下のとおりとなります。

○H30/4/1~H32/3/31に住宅の登記と住民登録が完了した方

2 申請窓口

市川市 こども政策部 子育て支援課

〒272-0021 千葉県市川市八幡3丁目4番1号 アクス本八幡2階

電話 047-711-0677

3 助成金額

住宅の購入、新築または建て替えに要した費用の1/2を助成します。

※助成金額は、

○同居の場合：**100万円**を上限とします。(千円未満の端数は切り捨て)

○近居の場合：**50万円**を上限とします。(千円未満の端数は切り捨て)

※申込み先着順です。

※申請期間内に予算額に達した場合、受け付けを早期に終了することがあります。

申請までの流れ

《住宅購入等の流れ》

協賛企業※によるサービス

住宅購入等の契約締結

住宅の完成

建物登記の完了

引越・同居または近居開始
(住民登録の完了)

《補助金申請の手続き》

《事前相談（交付予定の申出）》

住宅の購入等をお考えの場合には、補助金の対象者かどうか、事前にご相談ください。

なお、協賛企業によるサービスを受けたい場合には、事前相談が必要となります。

H30/4/1

§

H32/3/31

《交付申請》
市の窓口へ
交付申請書兼請求書を提出

《審査》

《補助金を支給》

※協賛企業とは・・・

この制度では、補助金にあわせ民間企業からのタイアップを行っています。

制度の主旨に賛同し、タイアップいただいた協賛企業から、

- ・住宅価格の割引
- ・住宅ローンの金利優遇

などのサービスが提供いただけます。

チェックシート

■世帯に関するチェック

チェック1-a (同居の場合)

同居した世帯や世帯員の状況は、次のすべてに該当しますか(各項目に該当するか✓)

✓欄	チェック項目
<input type="checkbox"/>	① 新たな住宅の購入等を機に、子ども、子どもの保護者および子どもの祖父母等 ^{※1} が同居 ^{※2} を始めた
<input type="checkbox"/>	② 新たに購入等した住宅の所在地に、そこに居住する世帯員全員が、平成30年4月1日～平成32年3月31日の期間に、住民登録をしている
<input type="checkbox"/>	③ この補助金の申請者が、住宅の購入等にかかる契約をした
<input type="checkbox"/>	④ この補助金の申請者は、②の住民登録をしている
<input type="checkbox"/>	⑤ ①の世帯には、同居の開始日において、小学校就学前のお子さん（妊娠中の出産予定を含みます）がいる
<input type="checkbox"/>	⑥ 今回開始する同居生活が、3年以上継続する
<input type="checkbox"/>	⑦ ①の世帯員全員が、過去にこの補助金の交付決定を受けていない
<input type="checkbox"/>	⑧ ①の世帯員全員が、平成30・31年度分の市県民税、固定資産税、都市計画税およびこれに係る延滞金を滞納していない
<input type="checkbox"/>	⑨ ①の世帯員全員が、暴力団員等又は暴力団密接関係者ではない

※1 祖父母等

: 子どもの2親等以上の直系尊属をいい、祖父母の他、曾祖父母、高祖父母などを含みます

※2 同居

: 屋内で行き来することができない完全に区分された2世帯住宅に3世代で居住する場合等は、近居に該当となります。(『チェック1-b』へ)

チェック1-b (近居の場合)

近居した世帯や世帯員の状況は、次のすべてに該当しますか (各項目に該当するか✓)

✓欄	チェック項目
<input type="checkbox"/>	① 新たな住宅の購入等を機に、子どもの保護者世帯と子どもの祖父母等 ^{※1} の世帯が、直線距離 500 メートル以内に近居を始めた
<input type="checkbox"/>	② 新たな住宅の購入等をする以前に、子どもの保護者世帯と子どもの祖父母等の世帯が、同居をしていない
<input type="checkbox"/>	③ 新たに購入等した住宅の所在地に、そこに居住する世帯員全員が、平成 30 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日の期間に、住民登録をしている
<input type="checkbox"/>	④ この補助金の申請者が、住宅の購入等にかかる契約をした
<input type="checkbox"/>	⑤ この補助金の申請者は、③の住民登録をしている
<input type="checkbox"/>	⑥ ①のいずれかの世帯には、近居の開始日において、小学校就学前のお子さん (妊娠中の出産予定を含みます) がいる
<input type="checkbox"/>	⑦ 今回開始する近居生活が、3 年以上継続する
<input type="checkbox"/>	⑧ ①の世帯員全員が、市川市に住民登録をしている
<input type="checkbox"/>	⑨ ①の世帯員全員が、過去にこの補助金の交付決定を受けていない
<input type="checkbox"/>	⑩ ①の世帯員全員が、平成 30・31 年度分の市県民税、固定資産税、都市計画税およびこれに係る延滞金を滞納していない
<input type="checkbox"/>	⑪ ①の世帯員全員が、暴力団員等又は暴力団密接関係者ではない

※1 祖父母等

: 子どもの 2 親等以上の直系尊属をいい、祖父母の他、曾祖父母、高祖父母などを含みます

必要書類

事前相談および交付申請を行う際には、下記の必要書類を申請窓口へご持参ください
(郵送による提出はできません)

1 事前相談（交付申請の申出）時

✓欄	必要書類
<input type="checkbox"/>	① 市川市子育て世帯同居・近居スタート応援補助金交付予定申出書 (様式第1号)

2 交付申請時

✓欄	必要書類
<input type="checkbox"/>	① 市川市子育て世帯同居・近居スタート応援補助金交付申請書兼請求書 (様式第3号)
<input type="checkbox"/>	② 同居または近居開始後の世帯全員の住民票の写し
<input type="checkbox"/>	③ 戸籍全部事項証明書（子どもと祖父母等との関係が確認できる書類）
<input type="checkbox"/>	④ 同居または近居開始後の世帯全員の平成30年度・31年度の 市県民税納税証明書または非課税証明書
<input type="checkbox"/>	⑤ 同居または近居開始後の世帯全員の平成30年度・31年度の 固定資産税納税証明書
<input type="checkbox"/>	⑥ 出産予定の場合には、母子健康手帳の写し
<input type="checkbox"/>	⑦ 補助対象住宅の登記簿謄本（全部事項証明書）
<input type="checkbox"/>	⑧ 補助対象住宅の配置図
<input type="checkbox"/>	⑨ 補助対象住宅の平面図
<input type="checkbox"/>	⑩ 売買契約書または工事請負契約書の写し
<input type="checkbox"/>	⑪ 検査済証の写し又は台帳記載事項証明書

Q & A

(世帯について)

Q 1 子どもの祖父母等とは具体的にだれを指すのか。

A 1 子どもの祖父母、曾祖父母、高祖父母などを指します。例えば、祖父母がいなくても、子ども、保護者、曾祖父母で同居または近居を開始する場合も対象となります。

Q 2 『この補助金の申請者が、住宅の購入等にかかる契約をした』とあるが、子どもの祖父母や父母以外が契約者でも対象となるのか。

A 2 例えば、契約者が子どもの叔父さんや叔母さんなどであっても、契約者がこの世帯の世帯員となって同居または近居を開始すれば、支給対象となります。(この場合、子ども、父母、祖父母、叔父さんという世帯構成)

Q 3 補助金の交付後、父が単身赴任となった場合はどうなるのか

A 3 補助金の交付決定後、最低3年間は同居または近居をしていただく必要があります。

しかし、3年の間に、家族の転勤、死亡など、やむを得ない事由により、当初の同居または近居状態ではなくなった場合は、この限りではありません。

なお、補助金の交付決定後3年間の間にやむを得ない事由以外で同居または近居が解消となった場合には、返還請求を行います。

Q 4 所得の基準はあるか。

A 4 ありません。住宅を購入して同居または近居を開始する世帯で、要件を満たせば対象となります。

Q 5 小学校就学前とはいつまでをいうのか。

A 5 子どもが6歳に達する日(誕生日の前日)の属する年度の3月31日までを小学校就学前としています。

(住宅について)

Q 6 2世帯住宅は同居に該当となるのか、近居に該当となるのか。

A 6 2世帯住宅については、

屋内で両世帯の居住空間を行き来することができる場合には「同居」、
屋内で両世帯の居住空間を行き来することができない場合には「近居」、
に該当となります。

Q 7 賃貸併用住宅、店舗併用住宅は対象となるか。

A 7 対象となります。その際、住戸専用部分のみを補助の対象といたします。

Q 8 中古住宅は対象か。

A 8 住宅を購入する場合、中古の戸建て住宅、マンションともに対象となります。

なお、その際には、新耐震設計基準(昭和56年6月1日施行)による耐震性が確保されている必要があります。

Q 9 既に同居している世帯が建て替える場合は対象となるか。

A 9 この補助金は、同居または近居を開始するために住宅の購入等を行う世帯が対象となります。

既に同居されている世帯が、建て替えや住宅購入により引き続き同居する場合は対象外となります。

また、新たな住宅を購入して、同居から近居となる場合も対象外となります。

Q10 既に直線距離 500m以内に近居している世帯が建て替える場合は対象となるか。

A10 この補助金は、同居または近居を開始するために住宅の購入等を行う世帯が対象となります。

既に直線距離 500m以内に近居している世帯が、建て替えや住宅購入により引き続き 500m以内の近居となる場合（住所が変更となっても）は対象外となります。

ただし、近居していた世帯が、建て替えや住宅購入によって同居をはじめる場合は、この補助金の対象（上限額 100 万円）となります。

（その他手続きについて）

Q11 事前相談（交付予定の申出）はどのような時に必要か。

A11 住宅の購入等をお考えの場合には、この補助金の対象者かどうか、確認のための事前のご相談をお願いします。

なお、この補助金に協賛している企業のサービス提供を受ける場合、事前相談により交付される『交付予定通知書』の提示が必要となる場合がありますので、必ず事前にご相談ください。

※また、【フラット35】子育て支援型の利用を希望される場合、事前相談と併せて、「【フラット35】子育て支援型利用申請書」の提出が必要となりますので、必ず事前にご相談ください。詳しくは市ホームページをご覧ください。

Q12 協賛企業から住宅購入や住宅ローンの借入れをしなくてはならないのか

A12 補助金の交付申請を行うために、協賛企業から住宅購入や借入れをする必要はありません。

協賛企業からは、この制度の主旨に賛同し、対象者に特別のサービスを提供するものです。協賛企業が提示する条件に該当する方は、ぜひご検討ください。

Q13 太陽光発電の補助金（市川市スマートハウス関連設備設置助成制度）など、その他の住宅補助金との併用は可能か。

A13 太陽光発電の補助金との併用は可能です。

なお、本補助金の交付決定を受ける場合は、それ以降『あんしん住宅助成事業補助金』の交付を受けることはできません。

